

関 係 各 位

営 業 課 長

給水装置工事の穿孔工の使用する密着型コアの材質の指定について

平素は和歌山市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年4月1日より、和歌山市給水装置工事施行基準を次のとおり一部改正します。

このことにより、配水管等に穿孔する場合、端面に挿入する密着型コアの材質の指定が変更となりますので、施工の際にはご対応をお願いします。

ご不明な点がございましたら、営業課までお問い合わせください。

給水装置工事施行基準「第5章 施工 5.2.1 14」 P65

改正前(令和6年3月31日まで)

「配水管等に穿孔する場合は、配水管等に施されている内面ライニング材内面塗膜(和歌山市においては、平成27年度採用の GX 管は内面エポキシ樹脂粉体塗装、それ以前の A 形・K 形・S II 形・NS 形はモルタルライニング)等の剥離に注意するとともに、サドル付分水栓での穿孔端面にはその防食のために、水道用サドル付分水栓(JWWA B 117)付属書Fに記載の密着形コアを使用すること。なお、φ20～25 については、銅製密着形コア、φ40～100 については、SUS製密着形コアを使用すること。」

改正後(令和6年4月1日から)

「配水管等に穿孔する場合は、配水管等に施されている内面ライニング材内面塗膜等の剥離に注意するとともに、サドル付分水栓及び割T字管での穿孔端面にはその防食・防錆のために、密着形コアを使用すること。」